

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

5.基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
 - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
 - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
 - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
 - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
 - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
 - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
 - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
 - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
 - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
 - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
 - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
 - ⑥【相談体制の整備等】
 - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
 - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
 - ⑦【研究等の推進等】
 - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
 - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
 - ⑧【認知症の予防等】
 - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
 - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

6.認知症施策推進本部

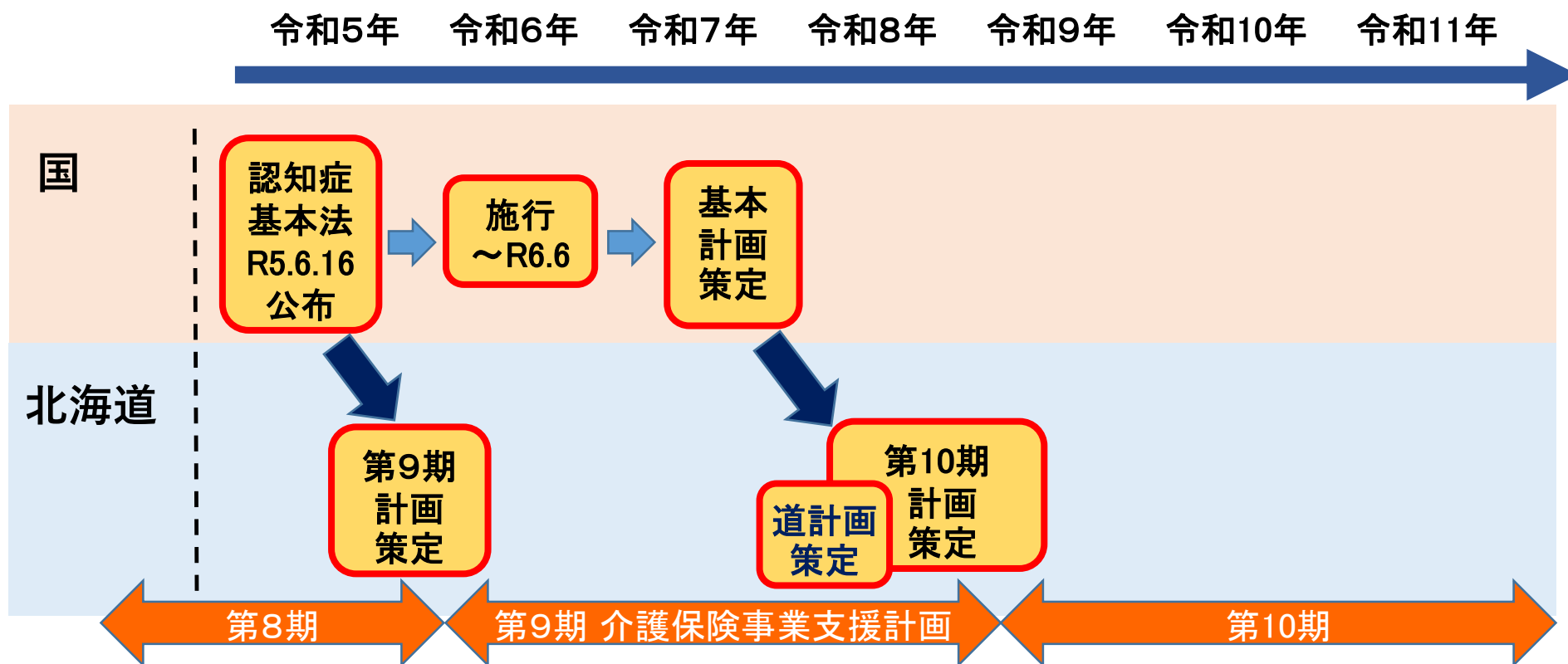
内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月16日公布）

- 施行期日：公布の日（令和5年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内で施行（附則第1項関係）
- 認知症施策推進基本計画（国の基本計画）：認知症施策推進本部が、関係者会議の意見を聴いた上で案を作成し、閣議決定（第11条関係）
- 都道府県認知症施策推進計画：国の基本計画を基本として、実情に即した都道府県計画を策定する努力義務（第12条関係）



認知症基本法と第9期計画（素案たたき台）の認知症施策の関連

認知症基本法の基本的施策	計画（素案）の認知症施策の方向性
<p>【認知症の人に関する国民の理解の増進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策 	<p>①認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター等の養成を進めるとともに、地域で暮らす認知症の人本人等からの発信やピアサポート活動の取組を支援します。</p> <p>②認知症の日（9月21日）及び月間（毎年9月）など機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発の取組を推進します。</p>
<p>【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策 	<p>③地域における支え合いを推進するため、認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなぐ「チームオレンジ」の整備を推進します。</p> <p>④民間団体等と連携し、認知症の人にやさしい地域づくりに資する取組を推進します。</p>
<p>【認知症の人の社会参加の機会の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策 	<p>①認知症への社会の理解を深めるため、認知症に関する正しい知識と理解を持って、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーター等の養成を進めるとともに、地域で暮らす認知症の人本人等からの発信やピアサポート活動の取組を支援します。</p> <p>①若年性認知症に関する理解を深めるため、市町村職員や関係する機関の職員に研修を行うほか、道民の方々を対象とした普及・啓発の取組を進めます。</p> <p>②若年性認知症の人やその家族からの相談に応じ、就労継続や社会参加などライフステージに応じた支援を行う必要があることから、これらの支援を行う若年性認知症支援コーディネーターの養成を支援します。</p>
<p>【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策 	<p>⑤認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師をはじめ歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修を開催します。</p>

認知症基本法の基本的施策	計画（素案）の認知症施策の方向性	
<p>【保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策 	<p>⑥地域の認知症に関する医療提供体制の中核となる、認知症疾患医療センターをすべての二次医療圏域に設置するとともに、地域の実情に応じ、認知症サポート医やかかりつけ医等との連携強化を図ります。</p> <p>⑦認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動がより効果的に推進され、また、医療・介護等の連携がさらに進むよう、市町村等の支援を行います。</p> <p>⑤認知症の人に対して本人の意思をできるだけくみ取り、それを踏まえた医療や看護等が提供されるよう、医師をはじめ歯科医師や薬剤師、看護職員など、多職種の医療従事者向けの研修を開催します。[再掲]</p> <p>⑧認知症ケアの質の向上を図るため、介護従事者向けの認知症に関する専門的な知識・技術を習得するための研修を開催します。</p>	
<p>【相談体制の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策 	<p>⑨認知症に関する相談窓口の周知を行うとともに、容態に応じた相談先や医療・介護サービス等の流れを示した認知症ケアパスの作成及び活用、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解する場の認知症カフェを活用した取組の実施、認知症の人の見守りのため、行方不明になった際に早期発見・保護ができるようSOSネットワークの構築やGPS機器の活用等を推進します。</p> <p>⑩家族支援のための電話相談や介護経験者との交流会を開催します。</p>	
<p>【研究等の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等 	<p>※国事業</p>	
<p>【認知症の予防等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策 	<p>⑪市町村における通いの場の拡充など、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。</p> <p>⑫地域における認知症の早期発見・診断体制を強化するため、かかりつけ医や認知症初期集中支援チームへの指導・助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、フォローアップ研修等を通じてスキルアップを図ります。</p>	